

投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第2項に基づき、公認会計士又は監査法人が意見を作成する際の、監査対象以外の書類等の取扱いについて

令和3年12月8日  
経 済 産 業 省  
産 業 組 織 課

令和2年11月6日付けで監査基準が改訂されたことを受け、監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」が改正され、令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から適用となります。当該監査基準等の改正を勘案し、投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第2項に基づく監査においては、公認会計士又は監査法人が監査対象について意見を表明する際には、監査対象以外の書類、すなわち業務報告書及びその附属明細書のうち会計に関する部分を除いた記載内容と、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書及びその附属明細書（業務報告書及びその附属明細書については会計に関する部分に限る。）の内容又は公認会計士若しくは監査法人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときは、その内容が、意見とは別に独立した区分を設けて、監査報告書に記載されることとなります。